

十日町市立千手小学校いじめ防止基本方針

十日町市立千手小学校

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第13条の規定「十日町市いじめ防止基本方針」（令和3年9月改定）、また「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月制定）に基づき、「十日町市立千手小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。（平成26年3月10日策定）（令和4年3月改定）

I いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第2条）

① -2

「いじめ類似行為」も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、保護者と連携しながら指導を行う。「いじめ類似行為」とは、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」令和2年12月）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめは、どの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する対応についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ウ 「児童会活動」や「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- エ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と警察との連携を図る。

② いじめの早期発見のための対応

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対称の生活アンケート調査（毎週1回） ※ロイロノートのアンケート使用
- ・児童対象の心のアンケート（いじめについても含む）調査（6月、11月）
- ・児童対象の教育相談を通じた調査（6月・11月、随時）
- ・保護者対象の生活習慣及びいじめアンケート調査（6月、11月）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター職員等と直接的な連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

当校に、法第 22 条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「十日町市立千手小学校いじめ／不登校等対策校内委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該担任、必要に応じてスクールカウンセラー、市教育センター職員、千手さくら保育園長、外部専門家（SSW、スクール・ロイヤー、医師、教員 OB、警察官経験者）等

③ 委員会の役割

- ・ いじめの未然防止のため「いじめを許さない」環境を構築する。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 児童のいじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開催し、事実関係の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。
- ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議又は子どもを語る会は、定例会を週 1 回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の対応

- ① 教職員は、いじめに係る相談を受けたり、いじめを疑うような事案を見聞きしたりしたら、速やかに委員会（管理職）に報告する。
- ② 委員会（管理職）は情報収集等の初期対応を指示する。
- ③ 収集した情報を基に、委員会としての対応策を協議して、職員の共通理解を図り対応を進める。
- ④ いじめをやめさせ、いじめを受けたとされる児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ⑤ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の意思を確認する。
- ⑥ いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

- ⑧ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑨ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩ いじめに関係する児童及び保護者にかかわる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対応する。
- ⑫ 学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他 市教育委員会が重大事態と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長(または教頭)が、市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けたとされる児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応

- ・十日町市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

*調査に当たっての留意事項については、「新潟県いじめ防止基本方針(H30.2月改定)」を参照

(3) その他

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

【R7年度 いじめ防止のための年間計画】

月	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修	関連行事など
4	1年生を迎える会の前後指導 ※年間を通して、全校ソーシャルスキルの指導を継続する。	・児童の生活アンケート (週1回)	・いじめ防止研修① ・子どもを語る会(毎週木曜日、職員終会の後で実施) ※年間を通して、「学級力」の取組を継続する。 ・特別支援教育研修会①	・学習参観, PTA 総会
5	運動会の前後指導			・わかぶな大運動会 ・緑少団活動
6		・いじめアンケート① ・児童教育相談①		・ブナ植樹 4～6年
7		・保護者個別懇談		・スポーツテスト ・自然教室 5年 ・修学旅行 6年
8	分団を単位とした子ども会活動		・同和教育現地研修 ・特別支援教育研修会② ・いじめ不登校研修会 ・学校評価全体会	
9	異学年交流遠足の前後指導 親善陸上大会の前後指導			・全校遠足 ・親善陸上大会 5・6年
10	学習発表会の前後指導			・持久走記録会 ・学習発表会
11	児童会祭りの前後指導	・いじめアンケート② ・児童教育相談②		・音楽交歓会 5・6年 ・いじめ見逃しゼロ集会 (小中一貫の取組)
12	人権週間の取組			・わかぶなカーニバル
1	親善スキー大会の前後指導			
2	六送会の前後指導	↓	・学校評価全体会	・親善スキー大会 5・6年 ・アルペンスキー教室 3～6年
3	卒業式の前後指導			・六年生を送る会 ・卒業式

(令和7年3月 改定)